

「人を対象とする研究」倫理審査申請を必要としない研究に関する申合せ

2013年10月15日 制定

2015年5月28日 改正

2018年3月23日 改正

同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会は、下記の1)、2)および3)のいずれにも該当しない研究を、当委員会への倫理審査申請を必要としない研究と規定することを申し合わせる。

記

- 1) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等、国の定める医学研究に関する指針等の適用対象となる研究
- 2) 所属の学会や研究成果の公表予定先、研究資金の提供元等の学外機関の規程等で、本学で倫理審査を受けることを明示的に要請されている研究
- 3) 「同志社大学研究倫理規準」および「同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準」の各規定から逸脱するおそれがあると当該研究の責任者が判断した研究

以上

この申合せの改廃は、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会において決定する。

附 則

1. この申合せは、2018年3月23日から施行する。